



### 児童会館だより



※詳細は各館へ（事前の申し込みが必要な行事もあります）。

<b>◆北郷</b> 北郷4条4丁目13-15 ☎871-2770
2月18日(水)~19日(木)午後3時30分 ▷スノーフェスティバル
2月25日(水)午後3時30分 ▷ドッジボール大会
<b>◆菊水やよい</b> 菊水1条4丁目6-61 ☎841-5150
2月12日(木)、13日(金)午後3時30分 ▷プチフレンズ(ハッピーハートバスター)
2月28日(土)午後1時 ▷きょうきファミリー親子でDo! (作ってあそぼう木のパズル)
<b>◆東札幌</b> 東札幌5条3丁目2-26 ☎822-5811
2月13日(金)午後4時 ▷高学年女子あつまれ
<b>◆北東白石</b> 川下3条5丁目3-1 ☎875-1311
2月18日(水)午前10時30分 ▷びよこちゃんがゆく!
2月28日(土)午後1時30分 ▷親子工作会~七宝焼き~
<b>◆東白石</b> 本通13丁目南10-1 ☎863-8833
2月19日(木)、20日(金)午後3時30分 ▷つりりんぼうバンザイ牛乳パックで作る小物入れ
2月27日(金)午後3時30分 ▷東スポ フットサル
<b>◆菊水元町</b> 菊水元町8条2丁目15-5 ☎873-1610
2月14日(土)、21日(土)午後1時30分 ▷サタデーあらかると(親子で陶芸)
2月17日(火)午後3時30分 ▷麻呂のお部屋 (百人一首)
<b>◆柏丘</b> 平和通8丁目北3-44 ☎865-7520
2月17日(火)午後3時30分 ▷つくっちゃお!
2月24日(火)午前10時30分 ▷ぼっぼタイム
<b>◆栄通</b> 栄通6丁目19-12 ☎853-5706
2月12日(木)~13日(金)午後3時30分 ▷ど〜探検隊~ハルタインチョコレートづくり~
2月26日(木)、27日(金)午後3時30分 ▷ちゃちゃクラブ~茶道に挑戦~
<b>◆川北</b> 川北4条1丁目4-29 ☎872-0002
2月18日(水)~20日(金)午後3時30分 ▷手作り工房~ごろごろアイス~
2月27日(金)午後3時30分 ▷スポレクパラダイス~卓球教室~
<b>◆区民センター児童室</b> 本郷通3丁目北 ☎861-2400 内線256
2月19日(木)午後3時30分 ▷映画のつどい「ねずみくんのチョコキ」
2月25日(水)午後3時30分 ▷チャレンジタイム「おもしろ記録会」

▼詳細 区総務企画課広聴係  
 (861) 2400 内線 226

▽配布場所 区役所、区民センターのほか区内の各連絡所、各地区センター、コンビニエンスストア(セイコーマート、ローソン)、郵便局、金融機関。

白石区の地域情報誌を無料で配布しています。A4判12ページ。



Spica第19号「まちにひろがる絵本の輪」

Spica第19号配布中

### 菊水元町地区センターから

#### ◎子どもフェスティバル・ミニバレー大会参加者募集

- ▷日時 3月28日(日)午前9時集合。
- ▷会場 菊水元町地区センター多目的ホール。
- ▷対象 区内の小学校に通学している児童。
- ▷定員 20チーム(1チーム4~5人)。
- ▷申込方法 日曜を除く3月1日(月)~13日(土)午前9時~午後5時に電話または直接窓口で申し込み。その際チーム名とチームのメンバー全員の氏名・学年・性別・住所、電話番号をお尋ねしますので、申し込みまでにまとめておいてください。参加無料。先着順。

#### ◎子ども映画会

- ▷日時 2月28日(土)午後2時開場、2時30分上映。
- ▷対象 幼児・小学校低学年の児童(保護者同伴可)。
- ▷内容 ①がんばれ盲導犬サーブ、②アンパンマンまじよのくにへ。
- ▷参加方法 当日直接会場へ。無料。

【詳細】菊水元町地区センター  
(菊水元町5条2丁目4-20) ☎872-7600

しるしる便利帳

### ディスポーザー単体の訪問販売にご注意!

最近、各家庭を訪問し、「札幌市では生ごみの収集が有料化された」、「ディスポーザーの設置が義務化された」など事実と異なる説明をして、ディスポーザーの設置を強引に勧める悪質な業者がおりますので、ご注意ください。なお、札幌市では訪問販売のあっせんなどはしていません。

#### ◆ディスポーザーとは?

台所の野菜くずなどの生ごみを、砕いて水と一緒に下水道に流す機械です。

#### ◆ディスポーザー単体での使用はしないで

ディスポーザーを単体で使用すると、生ゴミのかすが下水管を詰まらせたり、腐敗して悪臭の原因になったりするほか、下水処理にも支障を来し河川の汚染の一因にもなります。

このようなことから札幌市では、ディスポーザー単体では使用しないようお願いしています。  
※生ごみの混ざった排水を、排水処理装置で処理したものを下水に流す「ディスポーザー排水処理システム(国土交通大臣認定品など)」のみ、下水道への接続を認めています。

#### ◆不審な業者が訪ねて来たら

- ・「台所の点検に来た」と言われても、簡単に家の中に入れない。
- ・「生ごみ収集有料化」など、業者の話をうのみにしない。
- ・その場で契約せず、下記<問い合わせ先>に相談する。
- ・契約してしまったが解約したいという場合は、消費者センターに相談する。

最近「宅地内の排水管や汚水ますを点検する」と言って、排水設備や床下の修繕工事を勧め、高額な工事費を請求する「点検商法」も全国的に問題となっています。少しでも不審に思ったら、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>  
下水道局施設部排水指導課 ☎818-3422

